

貯水槽清掃業務要領

1. 対象施設及び期間

小学校36校＋中学校17校＝合計53施設（別紙「貯水槽容量表」参照）の貯水槽清掃業務を、土日や長期休暇期間等の学校休業日に実施する。

日程については、学校側と直接、調整を行うこと。

※また、こども園が併設している場合は、こども園にも確認を行うこと。

2. 貯水槽内の清掃について

- ①高置水槽と受水槽の清掃は原則として同じ日に行うこと。
- ②作業衣及び使用器具は貯水槽専用のものとする。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行うこと。
- ③貯水槽内の照明、換気等に注意して事故の防止を図ること。
- ④壁面等に付着した物質の除去は、貯水槽の材質に応じ、適切な方法で行うこと。
- ⑤清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が、貯水槽内に流入しないようにすること。

3. 貯水槽内の消毒について

- ①消毒薬は、濃度が有効塩素50～100mg/Lの次亜塩素酸ナトリウム溶液、またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- ②消毒は、貯水槽内の全壁面・床及び天井の下面について、高圧洗浄機等を利用して消毒薬を噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用すること。
- ③上記の方法により2回以上消毒を行うこと。
- ④消毒後の水洗い及び貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。

4. 貯水槽の水張り終了後行う、給水栓及び貯水槽における水についての水質検査、及び残留塩素の測定についての基準

検査項目	基準
色 度	5度以下
濁 度	2度以下
臭 気	異常でないこと（消毒によるものを除く）
味	異常でないこと（消毒によるものを除く）
残留塩素	0.2mg/L 以上

受水槽・高置水槽については、清掃前後の現場写真を撮影し、報告書に添付する。（清掃中の写真を含む）